

国立大学法人お茶の水女子大学社会貢献ポリシー

平成19年5月7日
制 定

お茶の水女子大学はこれまで、常に時代と社会の要請に応じて各界で活躍する指導的女性人材と女性研究者を社会に輩出するとともに、学術研究を通じて人文社会科学から自然科学におよぶ多様な「知」を創出し、わが国のみならず、人類全体の社会・経済・文化等の充実発展に大きく貢献してきた。

本学は、社会との日常的、組織的な連携を通じて、教育・研究から得られた成果を社会に還元するとともに、教育機能を社会に開放することにより、大学の第三の使命である「社会貢献」をより積極的に果たすことを理念として掲げる。

この理念の実現を図るため、本学は、次のとおり社会貢献ポリシーを定める。

(社会貢献の推進)

1. 本学は、その基本理念と中期目標に則り、長期的視野を持った基礎研究から社会の要請に応える応用研究まで、創造性豊かな研究を行い、その成果を積極的に社会に還元するとともに、その教育機能を社会に開放し、社会の発展に貢献するよう努める。

(自主性・自律性の尊重と教育・研究の水準の維持・向上への寄与)

2. 大学による社会貢献は、教職員等の自由かつ創意に富んだ発想と主体的な取り組みから生まれる教育・研究成果に基づくものであることから、本学における社会貢献への取り組みも、教職員等の自主性・自律性を尊重するとともに、本学の教育・研究の水準の維持・向上に寄与しうるものでなければならない。

(産学公連携の推進と組織的取り組み)

3. 本学は、委託研究・共同研究・技術移転等を通じた企業等との連携、政府・地方自治体の政策形成への寄与、地域社会における市民活動との連携等の幅広い産学公連携の推進のための組織的取り組みを行う。

(研究成果の公開と保護)

4. 大学における研究成果は、学会での研究発表、学術論文・著作の刊行等を通して広く社会に公開することが基本であり、本学の研究者は、研究成果の積極的な公表につとめるものとする。しかしながら、特定の企業等に技術移転することにより研究成果の社会への還元を図る場合には、研究成果の公表に先立ち、知的財産制度を活用して研究成果を保護する必要があることから、その際には知的財産管理体制のもとで、その管理を適正に行い有効な活用を図っていく。

(産学公連携における法令等の遵守と信頼関係、利益の増進)

5. 産学公連携に関わる本学の教職員等は、相互の知的財産を尊重するとともに、法令・契約・本学の諸規程を遵守し、相互の信頼関係の確立と利益の増進に努めなければならない。また、「国立大学法人お茶の水女子大学研究者行動規範」および「国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針」を遵守し、社会への説明責任の下に、透明性の高い公正かつ効率的な産学公連携活動に取り組むこととする。

(大学による支援体制の確立)

6. 大学は、本学教職員が、その教育・研究の成果を活用した社会貢献活動を適切に行えるよう積極的に支援する。企業等の連携の強化のためには、大学のシーズと産業界のニーズをコーディネートするリエゾン機能、産業界との共同研究を進める研究支援機能、教育・研究成果を特許制度等により保護する保護機能、大学の技術を社会に移転する技術移転機能の強化に努め、「知的財産ポリシー」に基づく知的財産管理体制を整備する。また、こうした支援体制の担い手となる専門人材の育成と確保に努める。